

2016 年度第 2 回保安検査において
保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第二原子力発電所)

1. 福島第二原子力発電所 500 kV 富岡線及び 66 kV 岩井戸線引留鉄構に係る保守管理計画の不備について

●概要

福島第一原子力開閉所双葉線引留鉄構の保全計画が策定されておらず、点検が実施されていなかったことを受け、福島第二原子力発電所 500 kV 富岡線及び 66 kV 岩井戸線の引留鉄構の保守管理状況を調査したところ、保全計画を策定していないことが確認された。

●保安規定の該当条項等

第 107 条 (保守管理計画)

7. 1_点検計画の策定
8. 保全の実施

●対応状況

本件は、発電所内への所掌取り決めの情報共有が十分ではなく、設備所掌グループが明確になっていなかったため保全計画を策定していなかったもの。

対策としては、引留鉄構の保全方式、保全内容、保全周期を定め、点検長期計画表に反映し、定期的に点検を計画する。また、他部・他グループと取り合いのある設備に対して、保全計画への反映状況を調査し、必要に応じて保全計画への反映及び点検を実施していく。

以 上